別紙1

生産者用（生乳販売事業者・乳業者経由の場合）

202５年　　月　　日

酪農乳業需給変動対策基金 需給変動対策金 納入・個人情報取扱同意書

|  |  |
| --- | --- |
| （甲）　（住所）  （団体名・事業所名等）  （代表者名） | （乙）  一般社団法人Jミルク  会長  （生乳販売事業者名）  （代表者役職　氏名）  ※不要な場合は削除すること |

〇〇〇〇（甲）は、一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という）が運営する酪農乳業需給変動対策特別事業（以下「本事業」という）の実施要綱・要領の内容を十分に理解し本事業に参加するので、１の必要事項を届け出るとともに、２の事項に同意する。

１　必要事項

|  |  |
| --- | --- |
| 個体識別情報システムの農家コード  （複数牧場がある場合は「、」で区切って全て記載） |  |
| 酪農経営体名  （法人の場合は法人名を記載） |  |
| 代表者の役職・氏名  （上記と同様の場合は省略可） |  |
| 郵便番号 |  |
| 住所  （複数牧場がある場合には代表の住所を記載） |  |

２　同意事項

（１）甲は、Jミルクが定める酪農乳業需給変動対策基金要領に基づき、需給変動対策金として生乳取引数量にJミルクが定める1㎏当たり単価を乗じた額を、原則として毎月Jミルクに拠出すること。

（2）生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について（令和7年2月28日付6畜産第3109号農林水産省畜産局長通知）に係る措置の実施に必要な範囲において、乙が農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構、地方公共団体及び当該補助事業の事業実施主体等に対して、生乳取引数量・拠出状況等を含む個人情報を提供すること。

以上

指定団体用

別紙2

2025年　　月　　日

酪農乳業需給変動対策基金 需給変動対策金 納入・個人情報取扱同意書

一般社団法人中央酪農会議

会長　　　　　　　　　様

（甲）　（住所）

（団体名・事業所名等）

（代表者名）

当会(組合・社)（甲）は、一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という）の酪農乳業需給変動対策特別事業（以下「本事業」という）が実施する需給変動対策基金の拠出について、下記のとおり同意する。

記

１　本事業を円滑に推進するにあたり、Jミルクが別に定める要領に基づき、需給変動対策基金を拠出する。

２　甲は、需給変動対策金として、生乳取引数量にJミルクが定める1㎏当たり単価を乗じた額を生産者から集金し、一般社団法人中央酪農会議を経由しJミルクが指定する口座に納入するものとする。

3　生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について（令和7年2月28日付7畜産第3109号農林水産省畜産局長通知）に基づく措置に必要な範囲において、農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構、地方公共団体及び当該補助事業の事業実施主体等に対して、拠出状況等の情報を提供することに同意するものとする。

以上

生乳販売事業者用

別紙2

2025年　　月　　日

酪農乳業需給変動対策基金 需給変動対策金 納入・個人情報取扱同意書

一般社団法Jミルク

会長　　　　　　　　様

（甲）　（住所）

（団体名・事業所名等）

（代表者名）

当会(組合・社)（甲）は、一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という）の酪農乳業需給変動対策特別事業（以下「本事業」という）が実施する需給変動対策基金の拠出について、下記のとおり同意する。

記

１　本事業を円滑に推進するにあたり、Jミルクが別に定める要領に基づき、需給変動対策基金を拠出する。

２　甲は、需給変動対策金として、生乳取引数量にJミルクが定める1㎏当たり単価を乗じた額をJミルクが指定する口座に納入するものとする。

3　生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について（令和7年2月28日付6畜産第3109号農林水産省畜産局長通知）に基づく措置に必要な範囲において、農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構、地方公共団体及び当該補助事業の事業実施主体等に対して、拠出状況等の情報を提供することに同意するものとする。

以上

別紙3

乳業者用

2025年　　月　　日

酪農乳業需給変動対策基金 需給変動対策金 納入同意書

一般社団法人Jミルク

会長　　　　　　　　　　様

一般社団法人日本乳業協会

会　長　　　　　　　　　様　または

全国農協乳業協会

会　長　　　　　　　　　様

※日本乳業協会または全国農協乳業協会へ提出する乳業者は提出先の団体名・代表者名を記載する

（甲）　（住所）

（会社名・事業所名）

（代表者名）

当社・事業所（甲）は、一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という）の酪農乳業需給変動対策特別事業（以下「本事業」という）の趣旨に賛同し、需給変動対策金の拠出について、下記のとおり同意する。

記

１　本事業を円滑に推進するにあたり、Jミルクが別に定める要領に基づき、需給変動対策金を拠出する。

２　甲が拠出する需給変動対策金は、生乳取引数量に1㎏当たり15銭を乗じた額とする。

３　甲は、指定生乳生産者団体及び一般社団法人中央酪農会議からの生乳取引数量に基づきJミルクから提示される酪農乳業需給変動対策基金納入依頼書における拠出額をJミルクが指定する口座に直接納入するものとする。

なお、上記以外の生乳取引がある乳業者においては、生乳取引先の生産者から提出される「酪農乳業需給変動対策基金納入同意書」を確認のうえ、その生乳取引数量を乳業者分とあわせてJミルクに報告し、Jミルクから提示される酪農乳業需給変動対策基金納入依頼書における拠出額をJミルクが指定する口座に直接納入するものとする。

以上

別紙4

乳業者用

2025年　　月　　日

酪農乳業需給変動対策基金 需給変動特別対策金 納入同意書

一般社団法人Jミルク

会長　　　　　　　　　様

一般社団法人日本乳業協会

会　長　　　　　　　　様　または

全国農協乳業協会

会　長　　　　　　　　様

※日本乳業協会または全国農協乳業協会へ提出する乳業者は提出先の団体名・代表者名を記載する

（甲）　（住所）

（会社名・事業所名）

（代表者名）

当社・事業所（甲）は、一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という）の酪農乳業需給変動対策特別事業（以下「本事業」という）の趣旨に賛同し、需給変動特別対策金の拠出について、下記のとおり同意する。

記

１　本事業の更なる事業強化を図るため、Jミルクが別に定める要領に基づき、需給変動特別対策金を拠出する。

２　甲が拠出する需給変動特別対策金は、生乳取引数量に1㎏当たり5銭を乗じた額とする。

３　甲は、指定生乳生産者団体及び一般社団法人中央酪農会議からの生乳取引数量に基づきJミルクから提示される酪農乳業需給変動対策基金納入依頼書における拠出額をJミルクが指定する口座に直接納入するものとする。

なお、上記以外の生乳取引がある乳業者においては、その生乳取引数量をJミルクに報告し、Jミルクから提示される酪農乳業需給変動対策基金納入依頼書における拠出額をJミルクが指定する口座に直接納入するものとする。

以上

生産者用

別紙5

202５年　　月　　日

酪農乳業需給変動対策特別事業拠出停止届出書

一般社団法人Jミルク

会長　　　　　　　　　　様

（拠出委託先事業者名）

（代表者役職・氏名）様

（住所）

（団体名・事業所名等）

（代表者名）

〇〇〇〇は、〇〇年〇〇月をもって酪農乳業需給変動対策基金への拠出を停止したいので、酪農乳業需給変動対策基金要領第８条に基づき届け出ます。

乳業者用

別紙5

202　年　　月　　日

酪農乳業需給変動対策特別事業拠出停止届出書

一般社団法人Jミルク

会長　　　　　　　　　様

一般社団法人日本乳業協会

会　長　　　　　　　　様　または

全国農協乳業協会

会　長　　　　　　　　様

※日本乳業協会または全国農協乳業協会へ同意書を提出している場合は提出先の団体名・代表者名を記載する

（甲）　（住所）

（会社名・事業所名）

（代表者名）

当社・事業所（甲）は、一般社団法人Jミルクの酪農乳業需給変動対策特別事業（以下「本事業」という）における酪農乳業需給変動対策基金要領第８条に基づき〇〇年○○月をもって酪農乳業需給変動対策基金への拠出を停止したいので下記に同意した上で、届け出ます。

記

１　本届出書を提出した月までに納入した拠出金は、本届け出により返還が行われないことについて同意します。

以上